

法律学より見た最近の「国家論」

——高島・柴田「国家論」への疑問——

鷹 巢 信 孝

- 一、はじめに
- 二、国家本質論の問題点
- 三、経済—国家—法の区別・連関の欠落（その一）
- 四、経済—国家—法の区別・連関の欠落（その二）
- 五、むすび

一 はじめに

六〇年代の津田道夫氏⁽¹⁾に代表されるような、マルクス・エンゲルスの古典に立返って、レーニン・スターリン「国家論」を再検討する動きは、今日、国家論体系構築の方向で引継がれているようである。だが、今までのところ、従来の「国家論」を止揚するほどの成果を収めているとは思えない。というのは、国家の内部構造は、経済—国家—法の全体構造の一環として説明するべきであるにも拘らず、経済と国家・国家と法の区別・連関づけが不十分なままに、国家の内部構造説明をなさんとするからに他ならない。これが、法律学より見た「国家論」に共通な欠陥である。本稿では近時目立った活躍をなしている高島善哉・柴田高好両教授の試論⁽²⁾を対象にして、この点を検討してみた。国家論と法理論は相互促進的作用をもち、前者の欠陥は政治学そのものの欠陥によるだけでなく、法律学の理論的立遅れによるものもある。したがって、「法律学より見た最近の国家論」は、法律学そのものの理論的欠陥の反

れる教授は、第二段階の国家は「資本主義社会的な観点から見られた国家」となし、「資本」に相当するものとされる。そして、資本の価値に見合うものを「権力」に求め、国家は「過程しつつある権力である」と規定される。第一段階の国家は「市民社会的な観点から見られた国家」であり、これは「貨幣」に相当するものとし、国家の論理は国家の必然性追求はこの「貨幣」に対応する国家規定の解明に重点が置かれている。(A五・六・七章、B二〇九)

だが、A市民—権力者Vの展開は市民の代表者選出の問題として実体化されてしまい、国家本質規定とは無縁なものとなっている(A二二二、C二四六)。というのも、特定の商品(金)が一般的等価物となる過程を問う貨幣の論理に類似して国家の論理を説く限り、市民Aが市民の代表者として一般意志の担い手となる過程を追求することになるのは当然である。しかも教授は、簡単な価値形態に対応するものとして、二人の自立的市民間の対等な関係を想定し、契約関係がこの例とされている。これはルソーに倣ったA個別意志—特殊意志—一般意志Vの展開を、マルクスの「価値形態論」で理論化せんとする意図であるが(A二〇七)、契約関係を端緒形態としたのでは国家本質規定を上向的に展開しえない。けだし、契約は国家以前のレベルにおける社会規範の問題であり、国家のレベルにおける意志とは連関しつとも区別されるべきものだからである。

価値形態の問題は商品の価値と使用価値の問題であるが、この商品交換を媒介する意志関係が契約に他ならず、これは商品と商品との関係に見合った、所有者の意志と意志の関係である。市民社会を経済と政治とが統一された共同体とされる教授は、貨幣の論理・価値形態論に類して国家の論理を展開する際に、物的側面を経済(貨幣)の領域に、意志関係を政治(国家権力)として振り分け、二側面で捉えんとすの発想に至ったわけである。それ故に、「商品」に見合う国家論の端緒を商品所有者である「市民」に求め、端的価値形態(商品と商品)に見合うものとして市民(所有者)の意志関係は契約を、一般的等価物としての貨幣に見合うものとして一般意志はその担い手としての権力者を設定されるわけである。だが、このように貨幣の論理に類比させる点にこそ高島「国家論」の独自性と裏腹

に、その欠陥も露呈しており、国家の本質規定を具体化する欠陥も、社会規範(契約)レベルの意志と国家レベルの意志を同視する欠陥も、ともにここから生じたものである。

社会規範即ち経済過程に伴う意志と、国家意志即ち市民社会の既成秩序(社会規範)の侵害に対して暴力によってでも秩序を回復・維持せんとする意志とは、その位置を異にするのである。高島教授はこの点に配慮を欠くのみならず、契約を「法的表現」と見ており(A二二五)、契約即法とする教授は、市民社会を法的に見ると権利主体の契約社会であるとして権利即法となし、「人權の主体として個々の市民は市民政府に先立つ」(A二四八)とされてしまふ。つまり、国家を媒介することなしに社会規範(契約)即法、権利即人權と捉えるために、契約と人權とが短絡的に結合され、価値形態論に做って契約關係を端緒形態とした展開が、人權の論理による展開と同視されることにもなる。即ち、「マルクスが市民社会の論理(この場合は商品の論理)から貨幣の必然性を導き出したように、私たちは同じ市民社会の論理(この場合は市民基本的人權の論理)から国家の必然性を導き出さなければならぬ」(A二二〇)ということになる。しかし、これでは国家の論理的解明に心がけたとしても、それは不可能である。というのは、「基本的人權」は国家と国民との法的關係を表わす概念であり、国家によって制定・執行される法規範を通して保障される国民の權利の謂である。したがって「市民基本的人權の論理から国家の必然性を導き出す」などとは論理的逆立ちであり、不可能事なのである。教授における「市民—権力者」の論理展開は三つの形態によってなされ、第一・第二形態の「欠陥」は指摘されても、端緒範疇とされる「市民」に内在する矛盾の自己展開としての上向展開になっていないのも蓋し当然である。「市民」にはもともと矛盾が内在しておらず、端緒範疇ではないからである。そして、教授のように国家の必然性を市民社会の論理に従って解明せんとしても、解明さるべき国家(政治)が経済と一体をなして市民社会を構成しているとする限り、市民社会から政治的国家が発生する論理を把むことは不可能であり、そもそも国家の必然性を説く必要はないのである(尚、一九四、柴田教授の)。

(高島批判を参照のこと)

(三) 柴田教授は「近代国家は……みずからのこの自然的土台を普遍的人権のかたちで承認し……人権の宣言によって自分の出生の場所と基礎を承認した」というマルクス『聖家族』に依拠して、人権が近代国家の基礎をなすが故に国家論の端緒は人権論でなければならぬとする(F一四、G六七、J一五、一六)。では人権に内在する矛盾とは何か。それは「市民的自由権と政治的自由権」「人の権利と公民の権利」の矛盾として、「市民社会と政治的国家の分離・二重性」が反映したものとされる。しかも、この人権の矛盾は単に区別されるだけでなく、基本的人権を構成する矛盾の二要因として弁証法的に統一されていると(NG六七、)、この矛盾を市民的自由権の優位の下に統一するのが三権分立制度・具体的には政府形態だとされる(G七四)。

ところで、教授のいわれる「市民社会と政治的国家の分離・二重性」とは、「市民社会における人間の未解放と政治的国家における解放(法的自由平等)」であり(G六六)、要するに「人間の自由平等と不自由不平等の矛盾」(一〇四〜五)を指している。だが、この「矛盾」が人権に反映すると見るとは出来ない。ただし、教授も認めているように、人権の体系は欺瞞の体系なのであるから、ここに矛盾を反映してはならず、逆にそれを隠蔽していなければならない。そして、この隠蔽作用をなすのが法(権利)形態であり、権利物神崇拜・法物神崇拜や法学的国家観・法学的世界観などの法意識・法的イデオロギーがこの隠蔽を補強するのである(第三節(四)で触れる)。

教授が人権の矛盾とされるところは、その意図に反して、「ブルジョア憲法学」における「類型学的分類」(G六八)にすぎず、人権そのものに内在する矛盾ではない。教授は「人権とは国家を介しての国家の中における人間の法的権利であると同時に、またそれは国家権力との関係における政治的な権利」(G六七)とされる。右の概念規定は国家と法の区別・連関の欠落を端的に示しているが、人権が国家を前提とする法的概念である以上、これを政治学の端緒とすることは二重の意味で、即ち政治学と法学の対象(政治現象と法現象)の区分において、さらに論理的にも誤っている。というのは他の範疇を前提としなければならない人権範疇は論理的端緒たりえず、これを端緒とする国家論

は(のみならず法理論さえも)成立しえないのである。⁽²⁾ そもそも教授のように人権に内在する矛盾を求めても意味のないことであり、人権体系から下向して最も基礎的な範疇に至り、そこに内在する矛盾を軸に上向してこそ学的体系たりうるのであるが、このような展開は「所有権」を端緒とし、⁽³⁾ 権利(自由意志)によって統一された論理構造を追う法律学の課題である。欺瞞の体系としての人権体系は、憲法を頂点とする法規範体系(それは国家権力の発動によってもたらされる秩序体系であるが、「人権保障のために」国家権力が発動しうる枠組として現われる)において資本主義社会を超越級的な自己完結的秩序体系として具体化されているが、これは法現象の下向分析の出発点であるとともに、上向的体系展開の到達点として、法の現象形態論として解明さるべきものである。法治国としての尨大な法現象から下向し、憲法を経て人権に達したとされる(「J—」柴田教授の下向過程は、法の現象形態の枠から一歩も下向しておらず、法現象の同一次元の内部を探り回つたにすぎない。教授が人権の矛盾とされる「憲法学的分類」も、実は所有権の発展形態なのであって、これらは発現の形態を異にこそすれ権利としては全く同質のものであり、何ら矛盾したりはしないのである。⁽⁴⁾ にも拘らず、そこに「矛盾」を創出して人権を端緒とされた教授は、この「矛盾」を政府形態(国家機構の総体)によって統一せんとされるわけである。しかし政府は国家の実体の中核であり、人権—政府∨と上向する国家本質論は、法の現象形態論と国家の実体論との混合物でしかありえない。この点に因して、高島教授は「商品が貨幣になるとついぶん違った飛躍があると思うんです。ということは、政府という範疇が間違っているから不適当なのか、それとも最初の人権という非常に抽象的な範疇があまり適当でないのか、こういう問題が根本にあるんじゃないか」^(N七八、C一四〇)と批判されている。が、政府か人権かのいずれかが不適当なのではなく、両者ともに国家本質論とは無縁なのである。

(1) 高島教授は、市民間に「一致和合の可能性」と「分離・対立の可能性」を説き(C一四六)、「市民」というものなかに、それを矛盾にかり立てるものがある、と言っているんじゃないか(M四一)とされる。市民間の一致和合とは所有権の相互承認であり、契約であるのに対して、矛盾対立とは「所有権侵害」として捉えてこそ、国家の必然的契機を把み

うるのである。

(2) 柴田教授は憲法學上の人權論と國家論上の人權論を分け、前者は後者に支えられてはじめて社會科學的たりうると思われる(尚、F、四、J二二)。

しかし、國家と國民の關係を政治現象(政治關係)として見れば、それは虚偽的一般意志(國家意志)階級意志の転化したものを國民の個別意志に押しつける、一方的な支配、服従の關係である。それ故にこそ市民社會より生じ市民社會に働きかける國家は、市民社會より權利形態を借りて自らを覆い、國家と國民の關係を統治權と基本的人權との法的關係として粉飾するのである。人權論は法理論の領域でこそあれ、國家論上の人權論はありえず、「人權論をめぐる生産的論争」(J二三)をなそうとも國家論が前進するどころか、法理論との混亂を深めるにすぎない。教授は「人權を端緒とするから法律學だというならば、政治學上の古典……理論はすべて政治學ではなく法律學だということにならねばならぬ」(J二二)と反論されるであろう。だが、古典理論は國家のみに関する政治學ではなく、近代社會觀なのであり、さらに人權は端緒範疇たりえず、法律學体系さえも構築しえないのである。

(3) この端緒としての「所有權」は法的權利≠人權としての所有權ではなく、それ以前の社會規範レベルでの權利であることに注意。

(4) 柴田教授が「選挙權の二重性」とされる問題(H八九)も所有權との関連の下に解明さるべき問題である。

三 經濟—國家—法の區別・連関の欠落(その一)

(一) 高島「國家論」にしても、柴田「國家論」にしても法の相對的独自性(論理形態の独自性・内部構造の独自性)を輕視して國家論の中に安易に法的概念である「基本的人權」を持ち込んでいた。つまり國家と法の區別・連関を欠いたために、兩者の論理的前後關係を見落し、國家の正しい位置づけを見失っている。これでは國家論が成立しえないのみならず、伝統的な法律學(法解釋學)と同質の發想しかなしえないのである。柴田理論については既に検討したように、「ブルジョア憲法學」と同様な人權の「分類」をなしている、にも拘らずこれを「矛盾」と看做した上で、政府によって統一されるかの如きこれ亦「ブルジョア憲法學」的説明をなしていた。

高島教授は近代市民社會の基本原理解を基本的人權と契約の自由(市民社會(社會規範)レベルでならいざしらず、法レベルで見ればこれは所有權の運動として

基本的な人権の最たるものである。)と競争の自由を求め、(A二四〇)市民的国家を「民主主義社会の国家」「人民主権の国家」(A二一八、二三三、二六八)として捉え、新憲法の理念が市民的国家の理念とされる(A二五二註・二六八)。このように教授は近代法の理念を基準とした国家像を観念的に創り上げていくにすぎない。

(二) 国家の位置づけは法との関連において欠如するのみならず、経済(市民社会)との関連においても欠けており、この後者の欠落こそが前者の欠如の基礎であり、国家論の礎石である国家発生の必然的契機を把握しえない根因である。というのは、後述するように(本節④)国家が自らを権利形態の下に包摂するところに法現象が生ずるのであるが、この権利形態は国家が恣意的に創り出すものではなく、市民社会規範から借用するものであり、また、この権利形態によって包摂されるべき国家意志の基本的内容も社会規範より借用し、あるいは市民社会に規定されるのである。したがって、国家と法の区別・連関が十分でないということは、市民社会と国家の区別・連関の欠如の反映に他ならない。

高島教授は市民社会から国家が発生する必然的根拠(「国家発生の秘密を解く鍵」)を分業Ⅱ私的所有に求め(B二一八)、政治と経済との同一性を踏えながらも、そこから「いかにして、何故に、何によって」両者の分離・背反・癒着が生じてくるのか、これがマルクス主義国家論の正統的な問題提起でなければならぬ(C三五六)とされている。にも拘らず、教授のように経済と政治の統一体として市民社会を捉えるならば、経済と政治を形式的に区別することは出来ても、両者の論理的な区別・連関づけはなしえないのである。つまり、「商品」と「市民」(↑e)という「端緒範疇」の区別にも拘らず、その内的な連関(端緒範疇に内在する矛盾の同質性)を捉えることは出来ない。せいぜいのところ「市民的国家は生産力の体系によって支えられ、反対に生産力の体系としての市民社会は、それに適応した国家意志の確立や国家権力の発動を求める。こうして市民的国家は……社会的職務の執行という機能を發揮することになる」(A二六九)というに止り、市民社会がその秩序を維持するための国家を何故必要とするのか、その

論理的連関は少しも明らかにかされないのである（尙、I九一、I三〇の）。

教授は、経済即ち貨幣と政治即ち国家権力とは同じ共同体としての市民社会の二つの現われ方にすぎず、もともと同じ根源から生れたものとなし（A一八九、九〇、）、この点の認識こそが資本と国家の現実の運動を把握するために重要であり、ここに現代社会科学の原点があるとしている（A二〇四、二六七）。

如何なる社会であれ、経済と政治との統一されない社会は考えられないし、近代社会もその例外ではありえない。だが、高島教授のように政治即国家権力と捉えるのは問題である。というのは、経済社会（市民社会）はその内部に、自生する、規範と紛争処理機構をもつ社会であり、いわば「広義の政治社会」だからである。市民社会に経済（価値関係）と政治（意志関係）の両側面を認めるのであれば、右のような意味において考察するべきである。それ故に、市民社会の論理に従って国家が生み落される必然性を問うのであれば、「広義の政治社会」としての市民社会から国家（狭義の政治社会）が生み落される必然性を問い、両者を区別・連関づけなければならない。つまり、エンゲルスに学んだ問題意識も（B一九七）、、「理論的論理的方法」で国家に当るためには、市民社会から市民的國家の発生を問うた上で、市民的國家から資本主義國家への転化を問い、エンゲルスに倣って公的職務の執行と階級抑圧機能とに二段階に分けて追うのではなく、経済と（広義の）政治の統一体としての資本主義経済Ⅱ市民社会（広義の政治社会）から資本主義國家が発生する論理を踏えるべきである。

高島教授が経済と政治との統一として市民社会を考察される点は正当なものを含んではいないが、そこで不可分に統一されている価値関係と意志関係を分離して、経済（貨幣）と政治（国家権力）とされる点こそが「躓きの石」であり、貨幣の論理に類比したことの成行である。

(三) 「市民社会と政治的國家の分離・二重性」を重視する柴田教授の場合にも、「広義の政治社会」としての市民社会と政治的國家の区別・連関は踏えられていない。そのために、社会規範や紛争処理機構をもつ自律的な社会が何

故にその外部に政治的國家を生み出さざるをえないのか、には全く触れえず、初期マルクスの文献に依拠して両者の「分離・二重性」が当然の前提事実として扱われているにすぎない。

市民社会の秩序維持機構と國家の違いは「暴力的強制」のモメントにあり、社会規範と法規範の違いはその形成・實現に國家が媒介するか否かにある。とはいえ、國家はその機構組織やその権力発動の規準を、市民社会より借用し、権利形態をも借用するのであって、ここに市民社会と國家の連関が現われている。というのも、國家は市民社会の秩序（所有秩序＝資本の再生産関係）維持のために、市民社会より生み出され、市民社会に対して働きかけるからである。このような区別・連関を踏えることなしに、マルクスは『資本論』第一卷第二章「交換過程」の冒頭部分でいきなり「意志関係」即「法関係」としているが、國家を媒介していないこの段階の「意志関係」は契約＝社会規範関係として捉えておけば充分である。そして、市民社会が権利形態をとった社会規範を有する以上、政治的國家（法）においてのみ自由平等が認められるのではなく、まず市民社会において商品形態と、これに規定されこれを補充する権利形態とによって自由平等の幻想は形成されるのである。市民社会において自由平等の世界が築かれているのに、何故に國家を媒介とした法の世界でそれが再構築されねばならないのか、これが國家や法に取組む（上、降する）ための出発点でなければならぬ。柴田教授が國家論構築の基礎視点とされる「市民社会と政治的國家の分離・二重性」の内容をなす、初期マルクスにおける「天上の解放と地上の未解放」なる捉え方は、未だ現象次元での（法から經濟へ）の下、過程での出発点における（同上、高島B二〇四註(2)）尚、N七一、A二〇八）。

(四) ところで、宇野弘藏教授は周知のように原理論次元では國家の作用を否定しつつ、法に対しては消極的形式的ながらも唯一の規制作用を認められる（『經濟学方法』論一〇頁）。しかし、いかに消極的形式的作用とはいえ、法が國家によって制定・執行される以上、原理論の世界で國家を媒介せぬまま經濟と法を直結するのでは、マルクスの欠陥を止揚することは出来ない。のみならず、法理論が宇野經濟学に依拠した場合、パシュカーニス法理論を「労働力商品」視点

で修正する方向性を与えても、これを根本的に乗り越えるような基礎づけ、つまり経済―国家―法の全体構造を踏えた法理論の構築の方向性を与えることは出来ない⁽³⁾。ということは、資本制社会の全体構造を解明し、唯物史観を論証するための基礎理論として、何らかの欠陥を有していることに他ならない⁽³⁾。

この点に関して、柴田教授は「(宇野教授も)消極的にせよ認める法的規制はどこから可能になるのか。政治的国家以外ではありえない。さらにいえば、近代の経済過程といえども、外部の政治的国家はもとより、その内部の、何らかの権力関係なしには存続し得るか」疑わしい(D二六七)と、一応は正しい視点をもって批判している。しかし、宇野教授の目が経済過程にのみ向けられて、近代社会の全体像に及んでいないとし、「経済(学)主義」なる評価を下している(D二六四、E三二二)が、このような否定的評価を下すに止るところに、宇野経済学を止揚しえないことから生ずる、柴田「国家論」の方法上の欠陥が集約されている。即ち、「市民社会」に対する経済学と政治学との視角の違いを無視し、さらに国家と法を一括してしまい、資本制社会の全体構造を「市民社会と政治的国家の弁証法的構造」に現象化したために、市民社会(経済)―国家―法の全体構造として踏えきれず、ここに柴田「国家論」が法理論との混成物と化す根拠が認められる。

宇野理論に見られる上記の欠陥の故に、これを否定し去るのは正しい評価とはいえない。宇野理論はあくまでも経済学、の理論として、評価すべきであり、『資本論』第一卷第二章の無反省的継受によってもたらされた欠陥は、「法」を「社会規範」と捉え直すことによって容易に正しうるものである。宇野教授がその考察対象を「純粹の資本主義社会」として抽象されるのであれば、経済社会外部の法の規制作用に言及される必要はないのであって、経済社会内部に自生する規範に止めておくべきであった。経済社会(市民社会)は単なる物化された経済過程につきるものではなく、物の人格化としての権利主体の意志関係(規範関係)が不可分に随伴し、これに媒介され秩序づけられる過程でもある点を踏え、このように「純化」してこそ、その経済学も段階論や現状分析においてのみならず、まず原理論の

次元で国家論や法理論に寄与し、社会の全体像を把握するための基礎理論たりうるのである。⁽⁶⁾即ち、国家や法の必然性を問う場合、自律的な経済社会が何故に国家や法をその外部に生み落さざるをえないのか(市民社会の自律性喪失の契機)を探る手懸りを与えるのである。つまり、「商品」の矛盾を軸に自立自展の完結体系をなすとされる「純粋の資本主義社会」は、ここに否定的契機を把みうるものでなければならぬ。

(四) では、国家を必然化する契機、即ち社会の自律機能喪失の契機とは何か。それは周期的恐慌の必然性にある。より正確に言えば、その後続く不況期における所有秩序侵害の発生(解雇や合理化への反抗、窃盗・強盗などの犯罪行為、破産による債務不履行など)、これに対して力づくでも既存の秩序を維持回復せんとする意志が生れる。ここに国家の発生基盤を認め、国家論の端緒を個別秩序意志に求め、そこに内在する自由と強制の矛盾を軸に⁽⁷⁾個別意志―階級的特殊意志―一般意志 \vee と展開するところに、国家本質論が成立つてはなからうか。

ところで、自由と強制の矛盾は「所有と非所有の矛盾」の特殊歴史的 \parallel 論理的発現形態である。即ち、「所有と非所有の矛盾」は資本制社会では、まず商品形態をとって価値と使用価値の矛盾として現われ、規範次元では所有と利用の矛盾を軸に \wedge 所有権―債権 \vee と展開して社会規範として現われる。そして、この社会規範をめぐる秩序意志において自由と強制の矛盾として反映するのである。自由(所有権)を守るための強制も個々人の力では限界があり、社会的な強制(例えば、仲裁々定や手形不渡り処分)を必然化する。だが、社会的制裁力では暴力的侵害を抑圧しえない。ここに暴力的強制力をもつ国家が、「全市民の合意」に基づいて、市民社会の外に生み出される。しかし、暴力的強制と自由意志原理の矛盾は、国家が市民社会に働きかける際に現われざるをえない。換言すれば、価値と使用価値の矛盾を生産過程において体现する「労働力商品」は恐慌を契機として非暴力と暴力の矛盾の体现者と化し、自由意志に基づく所有秩序を侵害するに至り、これに対抗する暴力が要請される。これが国家の必然的契機に他ならないが、ここに生み出される国家も非暴力と暴力の矛盾を体现しており、これが「市民社会と政治的国家の矛盾」に他ない

らない。それ故に、国家は市民社会より権利形態を借用し、これで自らを覆うことによって右の矛盾を解決せんとするのである。ここに、法は「市民社会と政治的国家の矛盾」を観念的に止揚する形態として相対的独自性を有している。そして、法とは権利形態をもって現われる国家意志の謂でなければならぬ。

国民の意志の総合としての一般意志が最高の意志⁹⁾「主権」とされ、これを抽象的に担う国民は「基本的人権」の主体、具体的に担う国家機構は「統治権（立法権・司法権・行政権）」の主体とされ、国家と国民の間の支配服従關係は「主権」の下における統治権と人権との間の権利義務關係（法的關係）に転化され、暴力的強制も統治権の行使なる装をとることになる。尚、この点に関して柴田教授は人権と主権の間に対立を認めているが（J1—10五）、対内的には「主権在民」といわれるように、主権が直接に人権と対立するのではなく、統治権を介して対立しつつも「主権」の下に統一するものとされるのである。教授の右の発想は『ヘーゲル国法論批判』に負うものであるが、そこには未だ後進国ドイツの特殊性がまつわりついていることに注意しなければならない。

国家が権利形態で覆われると、国家意志の形成・実現（国家の実体及び現象形態）は法の制定・執行（法の実体）として現われ、社会の秩序を維持回復するための国家機構の運動（被治者たる国民に対して発動する国家意志の形成と、その一方的発動）が、人権を保障するための統治権の行使とされる。そして、ここに形成・実現される国家意志は法律・命令・規則・判決などの形態をとった法規範として秩序体系をなし、経済・家族・政治關係を権利義務關係¹⁰⁾ 法的關係として秩序づけるのである。しかも、それは統治権によって保障される人権体系をなすものとして現われる（法の現象形態）。このように、国家を生み出した市民社会・法を形成実現する国家、このいずれもが法の世界に包摂され自由平等な権利義務關係¹¹⁾ 法的關係に織り込まれることによって、両者の対立矛盾は止揚される。そして、国家は一般意志の担い手たる国民によって構成される団体であり、国家機構はその手足（機関）と見る法学的国家観、法の発生基盤を忘れ法は法であるが故に遵守されるべし（法とは「正義」なり、法とは「秩序」なり）と見る法

物神崇拜、法規範体系のみを見て現実社会を自己完結的秩序体系として平面的・非歴史的に見る法学的世界観が生れ、これらが市民社会と政治的國家の綜合を補完する。商品形態で階級性を隠蔽した最後の（最も完成した）階級社会といわれる資本制社会は、その階級性隠蔽を法（權利）形態によって仕上げ、「三位一体の定式」は「法学的世界観」によって補完される。權利形態による國家の包摂は、市民社会規範において所有權に内在する所有と利用の矛盾が契約を媒介に債權へと展開した後を受けて上向するものであり、債權から統治權への転化を媒介するのが「主權」である。それは債權の次元では（社会規範によっては）維持しえぬ市民社会の所有秩序を國家によって担保するに至る過程であり、市民社会と政治的國家の矛盾を權利形態によって止揚する過程でもある。∧所有權—債權—統治權∨と上向する法本質論（權利形態論）は國家が所有權（資本）の發展形態であり、それ故に法が階級關係隠蔽の最終形態であることを、形態論的に追わねばならない。

(1a) 「市民」は経済社会の構成員、「商品」の手足であるのに対して、政治的國家の構成員は「國民」でなければならない。そして、法的世界の構成員は「法的人格者」である。高島教授においては、「市民」と「國民」の區別・連関が欠けているが、さらに法律学においては、これらの概念と「法的人格者」との區別・連関が欠けている。

(1) 高島教授が「資本論」に做ってしばしば引合に出されるオーケストラの指揮者の例(NB二〇一、二一九) は、「広義の政治社会」の問題であり、指揮者の処罰、除名機能(C一五〇) も指揮統合機能とともに、「広義の權力」発動の形態であり、後者を「國家の第一段階」、前者を「第二段階」に類比するのは誤りである。

(2) 津田「國家論」もエンゲルスのこの方法を踏襲している(「理論」三三三、四四〇)。高島教授は、エンゲルスや津田氏と違って、近代社会にこの方法を生かさんとされる。が、この二段階的発想を採る限り、社会主義において、津田氏の「否定の否定」や「社会的機能の本来的内容回復」論(「理論」四七) と同質の発想をなし、社会主義國家を「二乗された市民的國家」「あるべき姿にとり戻した市民國家」とされる(A二九〇) ことにもなる。

(3) 「柴田氏にはまだ國家の必然性に関する論理展開が欠落している」(C一五三註) との批判のように、柴田教授には「國家の必然性」に対する問題意識が薄い。因に、柴田教授はかつて『経哲草稿』の「疎外された労働」に依拠して、「私有価値をめぐる嫉妬と水平化欲に基づく抗争・競争」から生ずる社会の無秩序・混乱さらには滅亡の危険を解決するところに、

政治の根柢を求めていた（D二七三）。

(4) パシユカーニス理論の批判については、拙稿「社会規範と法規範」(佐賀大学経済論集六卷一号を参照のこと。柴田教授は、パシユカーニス法学は「私法中心であつて、公法や国家論が欠けていた」とされる(丁二二)しかし、パシユカーニスの欠陥は柴田教授と同様に、意志関係即法関係とする「資本論」を無反省に参考したことにより、その根柢においては「労働力商品」を軽視し、経済—国家—法の全体構造を踏えなかつたことによる。また、教授は、パシユカーニスが「資本論」の方法を法学に適用し、学的端緒から始めて法学の体系構築を企図したかの如くに紹介しているが(丁九)、これは過大評価である。

(5) 「純粹の資本主義社会」を対象にした経済学原理論は、社会の全体構造から経済過程を抽象して考察するにすぎないが、この点の留意に欠けるとともに宇野理論の欠陥がある。資本主義は「法の支配」以外の経済外的支配・強制関係を排除したものとし、司法・行政は基本的には「法の支配」維持のための補足機能以上に出るものでない、と説く降旗論文(「宇野理論」—国家論研)は宇野理論の欠陥を拡大再生産するにすぎない。岩田理論に対する批判としてはともかく、そこには社会的制裁力と国家権力、社会規範と法の区別・連関が全く欠落している。

(6) 高島教授は宇野経済学の方法に対して批判的であるが(C一三一註)、市民社会(経済社会)の純化なしには国家の必然性は把握しえない。尚、高島教授も「純粹型」の形成による国家論への道を提唱されているが(A一七九)、それは特定の国をモデルにすると云うだけで、その「歴史に即した抽象」とはされていない点で宇野理論の方法と異なっている。のみならず、高島教授の「純粹型」は「理念型」化されてしまい、「市民的國家」は「理想社会の國家のあり方」と化している(A二二五、M四九)。

(7) 大内秀明「宇野経済学の基本問題」三一九頁は、相対的過剰人口を家庭や貯蓄によって原理的に解決せんとする。この問題が経済学で原理論に処理しえたとしても、解雇・合理化・失業・信用清算などの所有秩序をめぐる問題が何らの摩擦なしに、つまり「暴力」の契機なしに解決されるかは疑わしい。

(8) 前掲拙稿・佐賀大学経済論集六卷一号は、「自由と強制」の矛盾の展開を市民社会における社会的制裁力との関連の下に整理しきれていなかった。この点については稿を改めたい。

(9) 高島・柴田両教授とも「主権者」を国家本質論の展開において位置づけんとされるが、ここにも国家と法の混同が見られる

(10) 対外主権・領土・民族などの問題は特定の国家と国家の関係として歴史的具体的に考察するべきであり、段階論・現状分

析の課題である。ナシヨナリズムの問題も、オランダ・フランスに対するイギリス、イギリスに対するドイツ、帝國主義諸國に対する被侵略諸國、帝國主義諸國間の問題等々として、特定の時期における特定の國家と國家の問題として説明さるべきである。したがって、ナシヨナリズムをめぐる混迷情況から國家の原理的説明の必要性へと行きつかれた高島教授の場合、民族と國家の問題は資本主義國家の原理的説明と連関させつつも區別して扱ふべきであらう。

尚、対外的に「主權國家」としての「外交權」に基づいて條約を締結したり、「交戰權」を行使するとされるに及び、法學的國家觀はますます根強いのとなる。

(10a) 生産手段の國有化のみでは資本主義を止揚したことにはならず、資本主義の最後の形態としての「國家資本主義」に至るのみである。問題の核心は資本賃労働關係、即ち「労働力商品」の止揚と、これを基礎とした國家の止揚にある。

(11) これと関連して、道徳や「宗教」を見落すことは出来ないが、近代社會における道徳や「宗教」は「法の下の平等」と對抗したり、「法の下の平等」の幻想破綻を補修するイデオロギーとして、段階論あるいは現状分析において説明すべきであり、原理論においては「神學的世界觀に代る法學的世界觀」の必然性と虚偽性を説明すべきである。従來の法律學にあっては「基本的人權」分類の第一に「自由權」として「言論の自由」と並んで「宗教の自由」が掲げられているが、これは近代市民革命期の問題（段階論）として扱ふべきであり、人權論の基本視点は「所有權」に置かねばならない。

四 經濟—國家—法の區別・連関の欠落（その二）

(一) 「労働力商品」こそは商品形態・權利形態によって階級關係を超階級的に見せかけながらも、自由と強制の矛盾を非暴力と暴力の矛盾に転化する契機をなし、またその故に國家の暴力的強制を非市民社會的要素と化しつつも、これを法（權利）形態で包摂し超階級化する根柢をも与えているのである。したがって、社會全体像の説明、即ち市民社會と政治的國家の矛盾と法による止揚を正しく説明しうるか否かは、「労働力商品」概念の把握いかに懸つているといえよう。

(二) 高島教授は「労働力商品」に言及しつつも、これを市民的所有の形式面と實質面のパラドックスとして現象的に捉え、また市民的國家から資本主義國家への移行の契機と看做している（A二五六註）。だが、「労働力の商品化」

こそは商品形態によつて生産過程を包摂するとともに、労働者を権利主体（市民）として形式的に自由平等な人格者とする虚偽的イデオロギーの根拠である。教授のように、商品形態で覆われた資本制社会の表面のみをなで回すのでは、商品物神や権利物神にとりつかれた「市民社会・市民的國家」を観念的に創り上げるのみである（同頁、柴田一八九三）。

その結果、私有財産を媒介にして、貨幣から資本への転化に対応するものとして、「市民社会・市民的國家」から「資本主義社会・資本主義國家」への転化を説き（A二五五～六）、本来幻想ではない國家が資本家階級に支配されることによつて幻想態に転化する^{と看做し}、さらには社会一般の利益（一般意志）と階級的利益（特殊意志）の対立・矛盾を入市民的所有と資本家の領有Vの対立・矛盾の反映などと解釈することにもなる（A二八四～六）。

だが、無政府的生産をなしている資本制經濟社会Ⅱ市民社会にはもともと真の一般意志など成立しておらず、市民社会を第一次的に秩序づける社会規範も権利形態・自由平等イデオロギーの下に資本の運動を保障する虚偽的（幻想的）一般意志にすぎない。そして、右の社会規範の侵害に遭遇するに及び、この侵害から秩序を維持回復せんとする階級特殊意志を一般意志化するためにこそ、全市民の合意（社会契約）によつて政治的國家（最終的には暴力によつて担保される「一般意志」）を市民社会（「自由意志」を建前とする社会）の外に生み出さざるをえないのであり、さらに、これを法（権利）形態で覆うのである。ここに教授のいわれる「國家疎外」即ち、國家の秘密の完成Ⅱ神秘化が生じるのであり、これによつて「國家が社会から出ながらもますます社会から遠ざかるだけ^{でなく}、ふたたび社会と結びつ」くこと（C二五五）、即ち社会秩序の維持が可能となるのである。^①高島教授のように市民的國家Ⅱ真の一般意志を前提として出發する限り、この連関を捉ええないのも当然である。

教授は、市民的國家の権力行使は市民が自分自身に向つて行使するものであり、権力の源は市民自身のうちにあるとなし、「市民が自らつくり上げた國家権力に自発的に服従」するものと考えている（A二五三）。だが、これこそは主権在民を基本原理とする近代國家をその理念通りに捉える法学的國家観に他ならず、「法的理解」として柴田教授

に向けられた批判 (N七八) は、自らに向つても投げかけるべきものであった。教授のいわれるように、資本主義の初期段階には階級利益と一般利益は一致していたが、資本主義の発展につれて変化を生じた (A二七〇) という如きものではなく、階級意志を社会一般の意志に見せかける論理こそが国家本質論の核心なのである。教授も『資本論』第一巻第二四章に学んで言及されるように (A二五四)、そもそも資本主義形成期 (原蓄段階) から、国家は暴力をテコとして所有権 (資本) を保障してきたのである。

教授は、権力を個別意志に対する一般意志の強制力 (C一四七) とか、一方の意志の他方への押しつけ・支配、これが権力の一番基本的な元素的な形 (N六三) としている。だが、これは暴力的強制と並ぶ権力発現の一形態 (観念的強制) であつて、個別秩序意志に内在する自由と強制的矛盾を軸に八個別意志—階級的特殊意志—一般意志√として形態論的に展開するところに国家本質論 (秩序意志形態論) も成立しうるのである。権力の発現形態と本質の区別・連関がつかない限り形態論的展開はなしえず、また一般意志の幻想性 (虚偽性) を見ぬくことも出来ない。だからこそ教授は「私有財産制の背理・パラドックス」 (A二五八) によつてこの点を説明せんとされたのであるが、一般意志—特殊意志とするのでは論理が逆立している。

教授のいわれる「私有財産制の背理・パラドックス」も、実は近代的所有権 (自由な所有権) こそが、資本の自由を保障するという点にあり、ここにこそ商品形態に見合った近代的所有権の意義も存するのである。それは、同じ近代的所有権 (商品所有権) でありながら、一方は資本としての機能を發揮し、他方は「労働力商品」所有権にすぎない点に、近代的所有権の、したがつて近代法の抽象性 (流通過程のみを捉える形式的自由平等) の故の虚偽性 (生産過程を捨象した階級性の隠蔽) の謂でなければならず、論理的にであれ歴史的にであれ八市民的所有と資本家的領有√などと区別すべきではない。

(三) 現実の階級関係 (資本賃労働関係) を商品形態や、これに規定されつつこれを補足する権利形態によつて自由

平等な関係と見せかけるところに、資本制社会の歴史的特殊性もあるのであって、社会科学の課題はこれらの形態によつて階級関係の隠蔽が如何になされているか、その特殊歴史の形態を論理的に把握することから出発しなければならぬ。高島教授のように「将来のあるべき姿」として観念的に創り上げた「市民社会・市民的国家」を「資本主義社会・資本主義国家」から便宜上切り離した上で接続すべきではあるまい。

教授は、市民社会と資本主義社会は別個のものではなく、ただ理論上・観念上区別されるだけであつて、前者は後者の基礎であり前提であり、後者は前者を包摂するという。そして、これとの類比の下に市民的国家と資本主義国家との関連も捉えられる（B二〇四、五、二五七、八）。ここでは理論的前後関係を問題にしているとはいへ、市民社会を自由平等の理念で捉え、資本主義社会を階級的な縦割り社会への復帰と見る（A二四五）のは、資本主義の流通過程と生産過程とを一面づつ把握した上での形式的結合にすぎず、このような方法で市民的国家と資本主義国家の関連を問うてみても、資本主義国家の発生の必然性も、国家内部構造の論理的説明もなしえないのが当然である。このような結果をもたらさねばならぬのも「市民社会・市民的国家と資本主義社会・資本主義国家」として、もともと切断しえない歴史的な社会構成体を「研究目的に従つて」（B二〇六）切り離れたからに他ならない。だが、このような分離と結合こそが高島流の「マルクスの方法」であつた（A二三四註）。しかも教授は、区別の面を理論的分析的方法、結合の面を歴史的総合的方法と看做し、（A二七八）下向分析・上向総合の方法と、論理と歴史の照応の問題とが重ね合せられている。そのために、国家本質把握の諸段階^③における国家の現実形態のみならず、社会主義国家のあり方にまで上向しなければならぬことになる（A二〇二）。つまり、理念化された「市民的国家」が超歴史化され、これを媒介としてこそ資本主義国家の本質も社会主義国家の本質も捉えうるるのである（A三〇一）。要するに、高島「国家論」では市民社会（国家）―資本主義社会（国家）―社会・共産主義社会（国家）が正・反・合として想定され、あるべき姿・理念型としての市民社会（国家）が資本主義社会（国家）では疎外されているので、これを本来の姿に

とり戻すものとして社会主義社会(国家)、さらには共產主義社会(国家)を想定するものに他ならない(A二八八、三二〇)。これこそは、「分業にもとづく原始公権力(社会的職務執行機能)―階級分裂にもとづく階級国家(政治的階級抑圧機能)―国家の死滅(社会的機能の回復)」を説くエンゲルスの発想を近代社会に適用した「理論的論理的」修正なのである。だが、これは最後の階級社会Ⅱ最も完成した階級社会Ⅱ階級関係が隠蔽された階級社会の解明に基づく「新しい社会」の理論的方向づけではない。

(四) エンゲルス・レーニン流の歴史主義的国家論批判の上に(FE二八、七)「マルクスのマルクスの立場に立つマルクス国家論」(I九五)を指す柴田教授の場合には、マルクスの全思考過程において国家に言及した部分を拾い出しつつ、『資本論』に闡説して「労働力商品」に触れてはいるが、そこに商品形態の一般化と普遍的人権形態成立の相关性を認め、人権が学的端緒たるの根拠を再確認するにすぎない(J一九、二二三)。だが、「労働力商品」概念の理解は、単に商品形態・権利形態の一般化の相关性を明らかにするに止るものではなく、資本制社会の全体構造把握のために、法―国家―経済と下降する中で、「天上での解放と地上での未解放」「政治的国家における自由平等と市民社会における不自由不平等」として現象的に(法学のレベルで)しか「矛盾」を把握しえなかった初期のマルクスが、それを本質次元で把握したことを意味しているのである。「労働力商品」は単に経済学に基礎づけを与えるのみでなく、資本制社会の全体構造の解明を基礎づける重要な概念である。「労働力商品」による商品生産社会としての資本制経済を根柢的に解明した経済学の成果の上にこそ、国家や法の必然性を把みとることが可能となるのである。

にも拘らず、「市民社会と政治的国家の分離・二重性」視点を固定化し、この観点の下に「国家理論・政治学の角度から切った部分的な」視角でしかマルクスを捉え返そうとしない柴田教授は(K三)、マルクスにおける「矛盾」の認識・社会全体像把握の深化を充分に察省しえていない。マルクスの思考過程が法―国家―経済という下降過程であり、この過程を経る中で唯物史観も形成されたことに無関心な教授は、教授の「国家論」における法現象から国家

への「下向過程」が、実は社会全体像に関わる下降であることに気付かず、そのために切角「労働力商品」に言及しながらも、経済—国家—法と上降する視点をもつに至りえないのである。その結果、『経済学批判』でまとめられた唯物史観公式に対して、経済的下部構造と政治的上部構造との「機械的二分化と一方的規定性」として批判し、経済学の研究を開始する時点での過渡的産物と評している（K—17）。たしかにこの公式は経済学の「導きの糸」とされ、しかも未だ充分なものではないが、この公式に至るまでの間に法から下降があったことを無視してはならない。この点を見落すために、国家と法を一括して「政治的国家」となし、右の公式には「政治的国家と市民社会との弁証法が稀薄になっている」と評することにもなり、政治学の次に法律学を位置づけ法律学によって総括すること（つまり、市民社会と政治的国家の矛盾を止揚する法の世界を解明し、唯物史観を論証すること）を落して、哲学において「総括した時にはじめて、唯物史観公式が示される」（前掲）などと考えることにもなる。

(四) 経済学の成果の上に国家や法の必然性を解明せんとする方法に対して、次のような批判がなされるかも知れない。即ち、「マルクスにおける市民社会と政治的国家の弁証法的把握においては、経済の終るところから政治がはじまる（経済史観）のではなく、経済と政治とははじめからそれぞれ固有の領域をもちながう相互に関連し合っている（唯物史観）のであって、経済学のはじまるところかう政治学もはじまる」（J—13）というものである。

現実の資本主義社会は、経済や国家や法が「それぞれ固有の領域をもちながら相互に密接に関連し合っている」だけのものではなく、これらは全一休となつて特殊歴史社会を構成している。とはいえ、この統体を統体として即自的に把握しえないわれわれは、社会現象を経済・政治・法現象として區別して、夫々の論理構造を探りつつ全体構造の認識に至るのである。しかし、この個別的把握が全体構造から遊離したものとならないためには、歴史的考察や法—国家—経済という下降を経て得られた仮説的、全体像に導かれなければならない。このような仮説の典型として唯物史観の公式は意義をもつが、それとても未だ充分なものではない。それを補足し、個別科学の「導きの糸」として充全

ならしめるためには、マルクスの思考過程を追体験し、彼の成果と欠陥とを洗い出した上で、マルクスの到達した地点から更に彼を乗り越えるべく試行しなければならぬ。マルクスの成果、即ち「労働力商品」を実体的に捉えた経済学の成果の上に、国家や法の必然性を明確にすることから手をつけねばならぬ（経済—国家—法としての上降）。このような試みによってこそ『資本論』段階においてさえも見られるような経済と法の直結、社会規範と法規範の混同を、経済（広義の政治社会）・国家・法として区別・連関づけて捉え直し、唯物史観公式をより豊かなものとなしうるであらう。

(四) 高島教授もマルクスの唯物史観公式が断片的で、十分に体系化されていないことは承知されている。したがって、これを自分で考え反省して原点に復帰するために「生産力の論理」なるものを説き、自然からの距離の大小・自然的性格の密度の大小、要するに文化諸領域の对象的な違いに着目して、経済—政治・教育—学問・文学・芸術・宗教の三領域の立体的関係（「位層連関」）として捉え返さねばならないとする（A三三二）。

教授の見解はその根柢において生産的实践を人間の本质と見る人間観を踏えるものであり（A三五六）、その限りにおいては誤りではない。だが、これでは経済と政治・法の区別・連関を欠落するという、マルクスの難点を止揚することは出来ない。教授のように生産力の問題を唯物史観理解の原点と看做し（A三四四）、これを根源的とする（A三三三）視点では、生産関係の問題は軽視されてしまう。つまり、教授の説かれる「位層連関」なるものは単に生産的实践における主体と客体の連関を、その自然的性格の違いを基準にして積重ねるに止り、⁶ 客体に関わる主体相互の関係を経済—国家—法の連関構造として論理的に捉えきれなくなっている。

生産実践が人間の普遍の本質であるにしても、初期マルクスの哲学的人間観に立って「生産力」を超歴史的に捉えるだけでは不十分であり、その特殊歴史的な発現形態としての社会関係（生産関係）の中における人間のあり方を問わなければならないのである。われわれがまず対象として説明すべき資本制社会では、「労働力商品」を媒介に資本

賃労働関係という特殊歴史的な生産関係の中に、疎外(物化)された形態でしか実現されえない。それ故にこそ、右の生産関係⇨階級関係を維持するための国家や法が要求されるのである。このような経済・国家・法を論理的に区別・連関づけ、この体制の全体構造を説明し、物化された人間の存在形態を把握することによって、逆に哲学的人間観を肉づけするところに社会科学の課題があり、唯物史観は右の個別科学を導く仮説として意義をもつものでなければならぬ。

高島教授のいわれるように、唯物史観の公式はたんに経済学研究⇨理論認識の導きの糸であつたばかりでなく、公式そのものが現体制認識の結果でもあつた(A三四三丁四)。だが、マルクスは法現象からの下降を経る中で市民社会の解剖の必要性を痛感するに至り、近代社会の全体構造を捉える基礎理論として経済学を据えたのである。このような思考過程の中で、マルクスの認識深化とともに公式は形成されたのであり、それは市民社会解明の上に国家論・法理論を構築することによつて論証さるべきものである。「市民社会解明の上に」というのは、広義の政治社会としての市民社会における経済過程⇨商品イデオロギー(商品物神性に規定され、これを補足する権利物神性、つまり自由平等イデオロギー)⇨社会規範の形成と実現(紛争処理機構)という連関を追う中でまず論証し、さらに国家や法の内部構造を説明することによつて論証するのである。

(1) 高島教授は、権力は合法的にのみ成立するが、實力はしばしば合法性の範囲を逸脱するとし、ここに権力と法・国家と法の問題が発生するとされる(C一四三)。これは、實力(国家)を市民社会化するためにこそ法形態が採られること(法の発生論)を見落した結果論であるのみならず、権力と暴力の区別・連関の欠落を物語るものでもある。

(2) 公的イデオロギー(国家意志)によるしめつけ(行動の規制)を重視する点に津田「国家論」の特徴がある(「理論」五二)、「復権」五五・一四七)。にも拘らず、国家意志の形態論的解明(本質論)と国家意志の発現形態(現象形態論)の区別が充分でなく、その結果国家意志の形成・実現過程(実体論)との区別も曖昧化し、イデオロギーが国家機構(公的強力)を生むかの如き説明になっている。そのために、高島教授から「国家の本質を抽象的な意志の次元に見ようとする……」

主観主義的態度」という批判(A二〇二註②)を受けることにもなる。また、津田「国家論」においても国家意志即法律とされて、国家と法の区別・連関は欠落している。

(3) 高島教授は、宇野段階論は「段階相互の内的な関係」即ち「段階と段階を結びつける資本のダイナミックな論理」を欠落させたゾムバルト論に近いとされる(A二七六註)。だが、世界史的発展を画する典型を対象とする宇野段階論は、原理論で論証された唯物史観を現状分析に適用するために、歴史的具体的に実証する作業として意義をもつものであり、特定の国の歴史的段階を連続的に捉えるための理論ではない。

(4) マルクスの思考過程において、はじめから法・国家・経済として明確に区別されているわけではない。初期マルクスは近代社会の全体像を追求する際に、近代自然法思想に深く影響され、その理念を基に解明しており、法と国家の区別・連関はつかず、市民社会の解明に基礎づけられたものでないことは言うまでもない。しかし、「天上での解放と地上での未解放」「公民の権利と人の権利」などは正に法学次元からの発想である。そして、「ドイツ・イデオロギー」においてブルジョアの私的所有や階級利害の相互保障組織として国家を捉える一方、法を近代社会に固有な普遍的表現形式とし、自由意志に基づくかの如き法の独り歩きの幻想を見抜くに至り、法と国家の区別が不十分ながらもつけられたといえよう。とはいえ「階級抑圧の役割」をもつとする国家や法が、私的所有から何故必然化するのかは明確に捉えられていない。「所有」分業」視点を保持しているこの段階では、唯物史観も「商品経済史観」にすぎず(大内・前掲書 第五章二四六頁)、資本制社会の全体構造を把握しえなかったのも当然である。しかも、この時期までにおける経済過程と上部構造を直結する発想は、法・国家から経済へと下降し「労働力商品」を基礎とした「資本賃労働関係」を把握した「資本論」段階にも持続され、意図関係即法関係と捉え、市民社会・国家・法の区別・連関は充分ではない。

ただ、マルクスの思考過程を事後的に追体験してマルクスから学びとる場合、彼の思考過程を法—国家—経済なる下降として明確に意識化しようのではないだろうかということである。

(5) 柴田教授における唯物史観理解の問題性は「政治的上部構造の物質的存在性とその反映としての政治的イデオロギー」(D九〇)とか「上部構造・土台論」(D一六二)に既に見られる。

(6) 「実践」の相互連関は、経済的实践・政治的实践・学的実践の区別・連関において捉えることが重要である。市民社会の経済的实践において、経済と広義の政治(就業規則・労務管理)は不可分であったものが、労働者の抵抗を契機として国家・法が分離し、秩序侵害に対して権力を発動(法を適用)し、さらにこの権力に抵抗するという具合にして政治的实践は発

現し、さらにこれらの諸現象を合理的に説明したり、その非合理性・虚偽性を解明する学的実践が、経済的实践や政治的实践に指針を与えるという具合に連関している。

(7) 何故にマルクスは無矛盾の秩序体系とされる法の世界から経済へと下降せざるをえなかったのかを理解する必要がある。

『資本論』をよく読んでいない政治学者に対する方法論的反省を迫り(A一九五)、国家の必然性Ⅱ国家の論理という問題意識をもって国家論を展開しうるのは、経済学に期待するほかはないと自負される高島教授であるが(A一八七、註)、法からの下降と法への上昇の必然性を捉えていないところに「経済学者」の限界がある。

(8) 高島教授は個別科学の独自性と連関性を説いてはいるが(C一三一)、経済—国家—法の個別解明(個別科学)と全体的解明(唯物史観)の区別と連関(導きの糸と論証)という問題意識に欠ける。これに対して、柴田教授の場合には唯物史観と個別科学の区別・連関が説かれているものの、「市民社会と政治的国家の弁証法的構造」の問題に現象化されている(I一〇四)。

五　　む　　す　　び

(一) 「市民的国家・資本主義国家」論(高島)と「市民社会と政治国家」論(柴田)とはその着眼点の差異にも拘らず、いずれも近代法理念を基準にした法学的発想として同質の欠陥を有している。というのも、法から経済への下降が明確に意識されておらず、「労働力商品」の明確な認識に欠けるために、商品形態・権利形態で覆われた市民社会における、「形式的自由平等と実質的不自由不平等」が根源的であることを捉えきれず、これを法のレベルで捉えるに止っている(「矛盾」の現象的把握)。

その結果、市民社会が「広義の政治社会」であることを見落して、秩序維持機能を専ら国家や法に求め、その第一次的な機能を担う社会内部の紛争処理機構や社会規範を無視する。そのために、国家の矛盾が暴力的強制のモメントにあることを把握しえず、市民社会と政治的国家の矛盾を止揚する法の相対的独自性をも理解しえない。そして、一般意志と一般的等価物との間の「一般的」という共通性を根拠に、貨幣の論理に倣って国家の必然性を解明してみ

たり(高島)、法治国家としての現象の故に「人權」を学的端緒としたり(柴田)、いずれも現象レベルでの把握に止っている。

(二) 高島・柴田両教授とも、マルクスにおける自然法思想の止揚を問題にされている(A二〇四註、I二〇三)。⁽¹⁾近代自然法思想のもつ理念性の故の虚偽性の解明と止揚にこそ、マルクスの学的過程があつたといえよう。が、それはルソーの思想やフランス人權宣言から近代社会の理念を得、自然法思想に大きく影響されていた段階から、『資本論』において近代の虚偽的イデオロギーの根源である商品物神性の解明に至るまでの過程を要したのである。

この点に無反省なまま、「ルソーに帰れ」(A一八三、四)と強調したり、「市民社会と政治的国家の分離・二重性の弁証法的把握こそは……初期のみならず資本論段階に至るまで一貫しているマルクスの根本思惟」と看做す(K第一・二章)限り、法と国家を混同し、自然法思想の流れを汲む伝統的法律学と同質の発想をなすのも当然である。

(三) スミス・ルソー・マルクス(高島)にせよ、ヘーゲル・マルクス(柴田)にせよ、その学説史の解明は単に国家論の領域のみに止るものとしてではなく、近代社会観の問題として追求されなければならない。

高島教授が、イギリス・フランス・ドイツの近代社会観の違いとして指摘されることも(M三八)、実は、ホッブス・ロックからスミスへの流れを(政治)↓経済↓なる下降過程として、スミス・ルソーを経たヘーゲルの発想を(国家)↑経済↓なる(下降)過程として、さらにマルクスの発想を(法・国家)↔(経済)↓なる(下降)・(上)降過程(両者の止揚)として理解するとき、唯物史観の形成過程と、その学説史的な位置づけが可能となるのではなからうか。つまり、マルクスがヘーゲルを顛倒したとされることの意味も、単に弁証法を観念的なものから唯物的にしたというだけのことではなく、ヘーゲルの「上向過程」(実は(上)降過程)の観念性を見ぬき、これを止揚する準備作業としてマルクスは(下)降したのではないだろうか。ヘーゲルによれば国家において矛盾が止揚されるはずであるにも拘らず、現実の矛

盾は相変わらず存続するのみならず激化してしたが故に、マルクスは法・国家からの矛盾の現象的把握を更に深め、本質的に説明すべく下降したとは考えられないであろうか。

(四) 柴田「国家論」が依拠している初期マルクスは、いずれもヘーゲルやバウアーという論敵に規定されており、しかもドイツの現状に市民社会の理念を対置し、未だ現象次元での認識模索の段階にすぎない。『ヘーゲル国法論批判』では土地所有（長子相続）と君主制国家との関連には触れているが、近代的所有権と資本制国家との関連を説明するものではない。『ユダヤ人問題によせて』の公民の権利と人の権利の説明は、今日株主の議決権（共益権）・配当請求権（自益権）の説明にさえ通用するほどのものであり、⁽³⁾『聖家族』では特権に対する権利形態に言及するものの、商品物神性との関連の下に権利物神性を捉えるまでには至っていない。初期マルクスは市民社会の第一義性を感じとり、「政治的解放」の限界や「人間的解放」の必要性を直感的に把んではいたが、これを理論化するには「労働力商品」の把握の上に市民社会の解剖を俟たねばならなかったのである。それ故に「マルクス国家論」も初期マルクスの視点に止ることは出来ない。

(1) 広義の政治社会（市民社会）の外に国家や法が生み出されると、これらが第一義的に秩序維持機能を担っているかの如くに見られるに至る。国家や法の発生を捉えきれないと、このような国家・法の物神崇拜が生ずるのである。

(2) ヘーゲル『法の哲学』における「抽象法」は「社会規範」の問題として捉え直さねばならない（高島教授は、これを法的観点からみられた市民社会としている。C一三五註。尚A二二四）。

(3) 高島教授が「マルクスは……ドイツ的な団体思想の地盤の上で考えている」（M四五）と指摘されているように、ギールの団体観と通じるものがある。